

7 福祉医療費助成制度の概要等

福祉医療費助成制度の概要

H24.3.31現在

区分	障がい者医療費助成制度	乳幼児医療費助成制度	一人親家庭等医療費助成制度
実施主体	市町	同左	同左
対象範囲	1 身体障害者でその等級が1・2級及び3級の者 2 知能指数が35以下と判定された者又は療育手帳の障害程度が最重度・重度の者 3 身体障害者でその等級が4級の者のうち、知能指数が50以下と判定された者又は療育手帳の障害程度が中度の者 4 精神障害者でその等級が1級の者(通院のみ)	義務教育就学前児童	1 18歳未満児(年度末児童)を扶養している一人親家庭等の母又は父及びその児童 2 父母のいない18歳未満児
住所要件	当該市町の区域内に住所を有する	同左	同左
所得制限	障害児福祉手当を準用	児童手当(特例給付)を準用	児童扶養手当(一部支給)を準用
対象医療費	医療保険各法の規定による自己負担相当額(証明書を含む) 後期高齢者医療制度の対象者に関しては証明書は助成しない。	医療保険各法の規定による自己負担相当額(証明書を含む)	医療保険各法の規定による自己負担相当額(証明書を含む)
支給方法	償還払い	同左	同左
負担割合	県 1/2 市町 1/2	県 1/2 市町 1/2	県 1/2 市町 1/2
制度開始	昭和48年4月1日	昭和48年10月1日	昭和53年1月1日
事業の沿革	S58.2.1 老健法施行に伴う改正(65歳以上重度障害者要綱作成) S59.10.1 健康保険法の改正に伴う改正(健保本人追加) H6.10.1 健康保険法の改正に伴う改正(入院時の食事療養に係る標準負担額を助成対象とする) H9.10.1 老人訪問看護療養費基本利用料を助成対象とする H13.4.1 助成方法の改善(領収証明方式の実施) H13.9.1 範囲拡大(3級)、所得制限の導入、標準負担額助成の制限 H16.4.1 療育手帳の障害程度を資格認定に追加 H17.9.1 所得制限の変更 H20.9.1 範囲拡大(精神1級通院) H20.9.1 入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止	S58.4.1 一部負担金の導入(一件400円) S62.4.1 一部負担金の変更(一件800円) H4.4.1 一部負担金の変更(一件900円) H6.10.1 健康保険法の改正に伴う改正(入院時の食事療養に係る標準負担額を助成対象とする) H9.4.1 対象年齢の拡大(3歳未満) H9.10.1 一部負担金の変更(一件1,000円) H11.4.1 一部負担金の変更(一件1,060円) H13.4.1 助成方法の改善(領収証明方式の実施) H13.9.1 所得制限の廃止、一部負担金の廃止、標準負担額助成の制限 H15.9.1 対象年齢の拡大(4歳未満) H17.9.1 所得制限の変更 H18.9.1 入院のみ義務教育就学前児童までに対象範囲を拡大 H20.9.1 通院の対象範囲を義務教育就学前児童までに対象範囲を拡大 H20.9.1 入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止	S58.4.1 範囲拡大(父母のいない児童) S59.10.1 健保本人追加 H5.4.1 範囲拡大(18歳年度末、児童扶養手当(一部支給)限度額) H6.10.1 健康保険法の改正に伴う改正(入院時の食事療養に係る標準負担額を助成対象とする) H10.8.1 所得制限の変更 H13.4.1 助成方法の改善(領収証明方式の実施) H13.9.1 範囲拡大(父子家庭の父及びその児童)、所得制限の変更、標準負担額助成の制限 H17.9.1 所得制限の変更 H.20.9.1 入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止

福祉医療費助成制度 改正の流れ(1)

区分	制度内容	改正内容								
老人医療費	対象者 所得制限	68歳、69歳の老人 老人福祉法施行令 第2条に定める額	国民年金法施行令 第5条の4第2項又は 第6条の4第1項に定 める額	健保本人 追加	新国民年 金法施行 に伴う改正 (制度内容 に変更なし)	一部負担 金の変更	年齢表現 等整理(制 度内容に 変更なし)	一部負担 金の変更	一部負担 金の変更 (計算方 法)	一部負担 金の変更 (計算方 法)
	自己負担	医療保険各法の規 定による自己負担 相当額が				入院のみ2ヶ月に限 り1日200円を加算		6,000円 から 8,000円 へ	8,000円 から 10,000円 へ	
		① 6,000円以上の 場合は3,000円								
		② 6,000円以下の 場合はその 1/2の額								
実施年月日	55年1月1日	S58.2.1	S59.10.1	S61.4.1	S62.2.1	H2.4.1	H4.2.1	H9.10.1	H13.1.1	
障がい者医療費	対象者	① 身体障害者で その等級が1,2 級の者	左記の障害要件を 備えた老人保健法 (医療)の対象者へ の助成	健保本人 追加	入院時の食事療 養費に係る標準 負担額を助成対 象とする。	老人訪問看護療 養費基本利用料 を助成対象とす る				
		② IQが35以下と 判定された者								
		③ 身体障害者で その等級が3,4 級の者のうちIQ が50以下と 判定された者								
	所得制限	なし								
自己負担	なし									
実施年月日	48年4月1日	S58.2.1	S59.10.1	H6.10.1	H9.10.1					
一人親家庭等医療費	対象者	母子家庭の母及び 義務教育終了前の 児童	父母のない義務教 育終了前の児童を 加える	健保本人 追加	義務教育終了前 から18歳年度末 までに変更	入院時の食事療 養費に係る標準 負担額を助成対 象とする。	所得制限 を平成9年 度児童扶 養手当所 得制限額 に相当す る額とす る。			
	所得制限	所得税非課税世帯								
	自己負担	なし								
	実施年月日	53年1月1日	S58.4.1	S59.10.1	H5.4.1	H6.10.1	H10.8.1			
乳幼児医療費	対象者	2歳未満の乳幼児	入院、入院 外とも1ヶ月 につき400円	一部負担 金の変更 800円	入院時の食事療 養費に係る標準 負担額を助成対 象とする。	一部負担 金は4年4 月1日の改 正で老健 法によるこ ととなった ため、物価 スライドで 毎年変更 している。	3歳未満の 乳幼児	一部負担 金の変更 1,000円	一部負担 金の変更 1,060円	
	所得制限	なし								
	自己負担	なし								
	実施年月日	48年10月1日	S58.4.1	S62.4.1	H4.4.1	H6.10.1	5,6年度 1,000円 7年度 1,010円 8年度～ 1,020円	H9.4.1	H9.10.1	H11.4.1

福祉医療費助成制度 改正の流れ(2)

平成24年3月31日現在

区分		改正内容				
老人医療費	対象者 所得制限	市町村民税非課税世帯に属するもの	一部負担金の変更 3,000円から	制度廃止 (経過措置あり)		
	自己負担		3,200円へ			
	実施年月日	H13年9月1日	H14年4月1日	H15年8月31日		
障がい者医療費	対象者	① 身体障害者でその等級が1,2級及び3級の者 ② IQが35以下と判定された者 ③ 身体障害者でその等級が4級の者のうちIQが50以下と判定された者	① 身体障害者でその等級が1,2級及び3級の者 ② IQが35以下と判定された者又は療育手帳A(最重度・重度)を保有している者 ③ 身体障害者でその等級が4級の者のうちIQが50以下と判定された者又は療育手帳B(中度)を保有している者		① 身体障害者でその等級が1,2級及び3級の者 ② IQが35以下と判定された者又は療育手帳A(最重度・重度)を保有している者 ③ 身体障害者でその等級が4級の者のうちIQが50以下と判定された者又は療育手帳B(中度)を保有している者 ④ 精神障害者でその等級が1級の者(通院のみ)	
	所得制限	障害児福祉手当+80万円		障害児福祉手当		
	自己負担	なし (標準負担については、市町村民税非課税世帯で減額認定されている者に限る)				
	対象医療費				入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止	
	実施年月日	H13年9月1日	H16年4月1日	H17年9月1日	H20年9月1日	
	一人親家庭等医療費	対象者	①18歳年度末未満児を扶養している一人親家庭等の母又は父及びその児童 ②父母のない18歳年度末未満児	児童扶養手当(一部支給)		
	所得制限	児童扶養手当(一部支給)+80万円	児童扶養手当(一部支給)			
	自己負担	なし (標準負担については、市町村民税非課税世帯で減額認定されている者に限る)				
	対象医療費				入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止	
	実施年月日	H13年9月1日	H17年9月1日		H20年9月1日	
乳幼児医療費	対象者	3歳未満の乳幼児	4歳未満の乳幼児	入院:就学前の乳幼児 通院:4歳未満の乳幼児	就学前の乳幼児	
	所得制限	児童手当(特例給付)+80万円		児童手当(特例給付)		
	自己負担	なし (標準負担については、市町村民税非課税世帯で減額認定されている者に限る)				
	対象医療費				入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止	
	実施年月日	H13年9月1日	H15年9月1日	H17年9月1日	H18年9月1日	H20年9月1日